

## 教員免許状更新制度の展開と問題点 大学の立場から考える

浪本 勝年\*<sup>1</sup>

要旨： 教員免許状更新制度は、2009年4月より実施に移された。しかし、1年も経過しないうちに、政権交代により「廃止」の方向に歩み始めた。ところが、2010年7月の参議院議員選挙における与党・民主党の敗北を受け、国会が衆参両院の多数派が異なるという「ねじれ」現象が発生し、対立法案の成立が極めて困難となった。それゆえ、「廃止」に歩み始めたかに見えたこの教員免許状更新制度の雲行きは、現在不透明なものとなっている。

ここでは教員免許状更新制度について、その導入と大学、衆議院議員総選挙(2009年8月執行)における各政党の公約内容を振り返るとともに、新政権のもとでの新しい教員養成をめぐる動向を、6年制教員養成と免許状更新講習について考察するとともに、わが立正大学が2009年度(2010年度は実施せず)においてこの免許状更新講習にどのように取り組んだかについて眺めて行く。

キーワード：教員免許状、教員研修、更新講習の内容、政権交代、更新講習の実際

### はじめに

教員免許状更新制度は、2009年4月1日より施行されたが、それから1年も経過しないうちに、政権交代により「廃止」の方向に歩み始めた(『朝日新聞』2009年10月14日号「教員免許更新制廃止へ」参照)。しかし、2010年7月11日の参議院議員選挙における与党・民主党の敗北を受け、国会が衆議院・参議院の両院における多数派が異なるという「ねじれ」現象が発生し、対立法案の成立が極めて困難となった。そのため、いったん「廃止」に歩み始めたかに見えたこの教員免許状更新制度の雲行きは怪しくなってしまったのである(『朝日新聞』2010年3月22日号「宙に浮く教員免許更新制 『見直し』進まず現場混乱」参照)。

そこで、ここでは教員免許状更新制度について、教員免許状更新制度導入と大学、この2年間の制度具体化のプロセス、衆議院議員総選挙(2009年8月30日執行)に向けての各政党の公約内容を振り返るとともに、民主党を中心とする連立政権(民主党・社会民主党及び国民新党による三党連立、その後社会民主党は2010年5月30日に政権から離脱)のもとでの新しい教員養成をめぐる動向を、6年

---

\* 1 立正大学心理学部

制教員養成と免許状更新講習について考察するとともに、わが立正大学が2009年度においてこの免許状更新講習にどのように取り組んだかについて眺めて行くことにしよう。

## I 教員免許状更新制度導入と大学

### 1 強引に政治的に導入された教員免許状更新制度

戦前の教育勅語(1890年)を否定し、戦後の教育憲法・教育宣言として制定された教育基本法(1947年)の「全部改正」を経て、同名ではあるが憲法違反ともいえる内容を含む教育基本法(2006年)が2006年12月22日公布・施行された。これを受けて、安倍晋三首相の強引な国会運営のもと、いわゆる教育三法が、2007年6月20日に成立した。そのうちの一つである改正教育職員免許法(以下、改正教免法という。)が同月27日公布された。ここで取り上げる教員免許状更新制度は、この改正教免法によって新たに制定されたものであり、2009年4月1日より施行されている。

この教育三法にかかわる法案は、政府が2007年の通常国会会期半ばの3月30日に国会に提出したものである。したがって、当初、通例ならば、会期内成立は無理であると予想されていた。しかし、衆議院に教育再生に関する特別委員会を設置するなどして、スピード審議と強行採決により、「成立」してしまった法律である。いわば「早産」であった。したがって、文部科学省による実施のための対応策がまったく不十分のまま教員免許状更新制度の「政治的導入」が決まってしまったのである。それが、その後の教員免許状更新制実施について文部科学省に「あせり」を生じさせた要因である。

ここでは、教員免許状更新制度の中核である「免許状更新講習」実施の舞台となる大学における教員養成と、そのもとにおける教員免許状更新制度への対応について考えてみよう。

### 2 戦後教員養成の原則と教員免許状更新制度

戦後日本の教員養成の二大原則といわれるものは、教員養成制度の開放制及び大学における教員養成である。これは、批判的精神に乏しい型にはまった教員を「生産」した戦前の師範教育に対する反省の上に打ち立てられた原則である。

大学における教員養成は、第二次大戦直後においては、学生が一定の単位を大学において修得すると教員免許状を取得できるといういわば完全開放制がとられていた。これを改め、現在実施されている教員養成における課程認定制度が導入されたのが1953年のことであった。すなわち、教育職員養成審議会(2001年以降は中央教育審議会に吸収され、現在は、その初等中等教育分科会教員養成部会として活動している。)が定めた一定の要件を満たしている大学のみを、文部省(現文部科学省)が教員養成を行なうことができる大学と認定する仕組みである。したがって、2009年度導入の教員免許状更新制度が要求する30時間の講習は、上述の課程認定大学がその舞台の中心に位置づけられているのである。

文部科学省によれば、2010年4月1日現在、全国の国公私立大学733のうち課程認定を有する大学数は591(全体の80.6%)であり、短期大学のそれは、378のうち273(72.2%)であり、大学院のそれは、601のうち424(70.5%)である。

### 3 教員の研修制度と教員免許状更新制度の問題性

教員免許状更新制度の導入は、日本における教員免許状制度の根幹を揺さぶるものである。近代日本

の学校教育において免許状制度が創設されたのは1880年（教育令）であり、翌1881年の小学校教員免許状授与方心得においては、免許状の有効期限が5年とされた。その後、1886年の小学校教員免許規則により免許状主義の成文化がはかられ、1900年の教員免許令による免許状主義の確立とともに、教員免許は終身有効とされ、今日に至っている。世界的に見ても教員免許状更新制度を実施しているのは、教員をめぐる環境の異なるアメリカの一部の州で実施している程度で、きわめてまれなものである。

しかも、中央教育審議会の答申「今後の教員免許制度の在り方について」（2002年2月21日）において一度、その効果が疑問視され実質的に否定され、さらにその直後の2003年度より改正教育公務員特例法（24条の追加、2002年、法63）によるいわゆる「十年経験者研修」を導入したばかりである。屋上屋を重ねるとは、まさにこのような施策を指すのであろう。いったい、誰がこの教員免許状更新制度を歓迎しているのであろうか。

## II 教員免許状更新制度の具体的な内容と問題点

免許状更新制度の法的根拠は、2007年、安倍晋三内閣主導のスピード審議と強行採決によって強引に成立したいわゆる教育三法の一つ「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」（2007年6月27日公布、法律第98号）である。これにより、2009年4月1日より教員免許状更新制度が新たに導入されることとなった。

この制度の詳細については、2008年3月31日、次のような4件の法令（行政立法）が公布され、初めてその全容が正式に決まったのである。

### A 文部科学省令の公布

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第9号）  
免許状更新講習規則（文部科学省令第10号）

### B 文部科学省告示の公示

免許状更新講習規則第4条第2項に規定する事項の詳細な内容及び同令第6条に規定する修了認定の基準を定める告示（文部科学省告示第50号）  
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項第6号の規定に基づき文部科学大臣が定める者（文部科学省告示第51号）

こうした法令により現職教員は、10年に一度、免許状更新講習（以下、「更新講習」という。）を受講し試験に合格しなければ、免許状が失効し教職を去らねばならなくなったのである（更新講習の受講対象は、年齢が35、45及び55歳に達する直前の2年間に相当している教員）。

この更新講習の具体的内容は、の文部科学省告示において、次の表1のように規定されている。

免許状更新制の目的について、文部科学省は、「その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること」（文部科学省『解説 教員免許更新制のしくみ』2008年4月）と説明してきたが、この告示によれば、修了認定の基準が「各事項毎の項目及び内容について基礎的な知識技能を有すること」

表1 更新講習修了認定基準の内容

(2008年3月31日 文科省告示50号)

事 項 (時間数)	項 目	内 容
1 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見 (特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
2 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

\* 修了認定の基準は、この表に掲げる各事項毎の項目及び内容について基礎的な知識技能を有することとする。

とされていることに留意する必要がある。かくして、2008年度には、100を超える大学において「予備講習」が行われるとともに、2009年度以降にはその数をはるかに超える大学において、主として夏季休業期間等を利用して更新講習が開催されているのである。

筆者も2009年の夏、更新講習の講師を三回担当したが、そのほとんどの受講生である教員は、夏季休業期間中の生徒指導ができない、多忙化に拍車をかける、受講直後に試験がある、その上、講習受講料(3万円程度)まで支払わなければならない等々の苦痛を伴う講習であることを受講の感想として指摘していた。講習の実施側に立ってもうなずける指摘内容である。

### III 主な政党の教員養成・免許状更新制度に対する政策 2009年衆議院議員総選挙時のマニフェストから

各政党は、どのようなマニフェスト(選挙公約)をかかげて2009年夏の衆議院議員総選挙(同年8月30日執行)をたたかったのであろうか。与野党の位置は、現在とは異なるが、その教育政策、なかんずく教員養成・免許状更新制度についてみていこう。マニフェストの該当部分のみを一覧にすると、次の表2ようになる。

### IV 今後における教員養成・免許状更新制度の方向

野党の教育政策は「潜在的」なものであるのに対し、与党の教育政策は「顕在的」なものである。そこで、今後の教員養成をめぐる教育政策は、与党、とりわけ民主党のマニフェストの内容及びその方向が問題となる。

#### 1 新政権による教員養成政策の方向と問題点

政権が交代したのが2009年9月16日であるから、まだ1年半しか経過していない。しかし、新政権はマニフェストを根拠としながら、次々に従前の政策と異なる方向の施策を打ち出している。

表2 主な政党の教員養成・免許状更新制度等をめぐる公約内容の一覧（2009年）

作成・浪本勝年

区分	政党名	教員養成・免許状更新制度等をめぐるマニフェストの内容
与党	民主党	教員の資質向上のため、教員免許制度を抜本的に見直す。教員の養成課程は6年制（修士）とし、養成と研修の充実を図る。
	社会民主党	「改正」教育基本法や教育3法を抜本的に改正し、自由な教育を取り戻します。教職員の負担をますだけの教職員免許更新制を廃止します。教職員の養成、採用、研修等の改革を総合的に進め、教職員の適格性、専門性、信頼性を確保します。
	国民新党	言及なし。
野党	自由民主党	教員免許更新制の着実な実施などにより質の高い教員を確保するとともに、教員の政治的中立を徹底し、教育現場の正常化を行う。
	公明党	教職員等の増員や資質の向上に取り組みます。「教職大学院」の質の向上などにより、高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員を養成します。
	日本共産党	教員免許更新制や恣意的な教員評価制度、教員間に命令服従をもちこむ主幹教諭制度など、教員の教育者としてのあり方を傷つける諸制度を見直し、中止します。

今後の教員養成政策を考える際、民主党のマニフェストは、きわめて重要なものとなることに違いないが、表で見たとおり、文字数も少なく次のようにやや抽象的に書かれているにすぎない。

すなわち、教員免許状制度について「抜本的に見直す」とは言うものの、具体策は、「教員の養成課程は6年制（修士）」と指摘するに留まり、また「養成と研修」についても「充実を図る」というのみである。これでは、いまひとつ具体性に欠けるといわざるを得ない。

そこで、今日の時点でこのマニフェストの内容を推測する際に、有力な素材として考えられるものとして、政権獲得前に民主党が主張してきた次の2つがあることに注目したい。

民主党「教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案」（2007年4月17日衆議院に提出、廃案）

民主党「事業仕分け」（2009年7月7日）

この は、2007年に当時の安倍内閣が国会に提出したいわゆる教育三法案に対抗して民主党が国会に提出した「学校教育力の向上3法案」の一つである。

この法案は、教諭の普通免許状（現在の授与権者は都道府県教育委員会であるが、「普通教育に関し国が最終な責任を有する」として、これを法案第8条で文部科学大臣と中央集権化する）を「専門免許状」と「一般免許状」に区分するとし、「一般免許状」を次のように規定していた。

「教諭の一般免許状は、修士の学位を有し、かつ、教諭としての職務をつかさどるために必要な資質及び能力を修得するために必要と認められる一年間の教育実習その他の教科及び教職に関する科目の単位を教職大学院その他の大学院若しくは大学において取得した者又はその者と同等の資質及び能力を有するかどうかを判定するための教育職員検定に合格した者に授与すること」（同法案第5条第1項第5号）。

また「専門免許状」の取得については、「一般免許状」を前提とし、次のように規定していた。

「(8年以上の教諭としての実務経歴後) 取得しようとする専門免許状の分野における高度な資質及び能力を修得するために必要と認められる科目の単位を教職大学院において取得したこと」(同法案第5条第1項第3号八)。

すなわち、免許状の取得の一般要件として2つのこと、大学院で修士の学位を取得する、及び1年間の教育実習等の単位を教職大学院等で取得すること、を求めている。これが、民主党マニフェストでいう「教員の養成課程は6年制(修士)」との具体的な内容であると推測される(なお、同法案第5条第2項において「一般免許状」所有者には、「専門免許状」の取得努力義務を課している)。

こうした内容については、各方面からすでに多くの問題点が指摘されている通りである。すなわち教職大学院(現在24校)の大幅増設が可能か、現在でも2~4週間の教育実習生の受け入れが教育現場で大きな課題となっているが、果たして1年の長きにわたって受け入れられる態勢が整えられるのか、

教員志望の学生が大学卒業後さらに2年間の学費負担に耐えられるか(修士課程修了後、教員として就職できる可能性は保障されない)、戦後教員養成の原則の一つである多様な教員を採用するための開放制教員養成制度が維持できるか、いずれも否定的な答えが返ってくることになる。

したがって、結論的には教員志望の学生数が減少し、結果として優れた教員養成制度となることは無理といってよいのではなかろうか。それよりも、現行の4年制教員養成を基本とし、条件附採用期間となっている現在の1年間の初任者研修制度を有効に活用することを考えてはどうか。たとえば、初任者をクラス担任等はずして有効な実務的研修に本格的・集中的に励む期間とするとともに、10年経験者研修(教育公務員特例法第24条)を思い切って大学におけるサバティカル・イヤー(1年間の長期研修期間)のようなものに改善するのである。同時に35人以下学級の導入を急ぎ、教員の労働条件を大幅に改善することのほうが、教員の士気を高めることに寄与することとなるであろう。

## 2 廃止の方向に歩むかに見えた免許状更新講習の存続

免許状更新講習について、民主党マニフェストは直接的には触れていない。そればかりか、前記法案においては、「免許状は、原則として、十年ごとに、当該免許状を有する教育職員として特に必要とされる知識及び技能に関する講習、模擬授業を中心とする演習等からなるおおむね百時間の講習を受講した上その修了の認定を受けない場合には、失効するものとする」(同法案第11条第1項第1号)と「100時間講習」を行うよう規定していた。

2009年度から施行されている30時間講習ですら、多忙な中で授業のほかに多くの事務労働に取り組みなくてはならない現場教師から悲鳴の声が上げられているのである。したがって、この「100時間講習」は現実的な提案ではない。

そこで民主党は、その後方向転換を行ったのである。の「事業仕分け」において「更新講習の効果が不透明であり、ただでさえ子どもと向き合う時間が足りないのに、教員の負担が増えるだけ。教育現場が疲弊するだけの内容であり、教員の質の向上が図れない」と指摘し、教員免許状更新制度を「事業廃止」の対象としているのである。

そして政権獲得後の行政刷新会議（議長・鳩山由紀夫首相）の「事業仕分け」（2009年11月16日）においては、この更新講習については「廃止」の方向を打ち出している。

免許状更新制度の廃止については、筆者も賛同するものである。しかし、民主党は、この更新講習の廃止と6年制教員養成とをワン・セットで打ち出している点に留意しなければならない。

更新講習の廃止は問題ないが、6年制教員養成は結果として優れた教員を確保することにはならない。しかも、民主党の教員養成をはじめとする教育政策の大前提となっているのが、教育基本法改正問題が焦点となっていた2006年、時の政権に対抗して、新しい憲法を創造する「創憲」という考えに立ち出した「日本国教育基本法案」（2006年5月23日国会に提出、廃案。詳細は、民主党パンフレット『日本国教育基本法案 解説書 教育のススム』2006年7月、参照）である。これは、多くの問題を有する法案である（民主党は、この法案をマニフェスト「INDEX 2009」において「教育政策の集大成」として冒頭に掲げている）。それを前提に前記法案が考えられている点を見落としてはならない。

したがって、まず新政権の行うべき教員政策の第一歩は、学級規模の縮小とともに、教員の研修に関する現行制度の活用及び飛躍的な充実措置をとることではなかろうか。

このように考えられていた矢先、参議院議員選挙（2010年7月11日執行）が行われ、その結果、与党（民主党と国民新党）は過半数割れとなり、免許状更新制度の法的根拠である教育職員免許法の改正は事実上困難となり、教員免許状更新制度は事実上存続していかざるを得ない状況に置かれているのである。

「廃止」を見込んでいた免許状更新講習該当年齢の教師の中には、2010年4月1日現在で約11,000人も講習を受講していないという。そこで、文部科学省は、2010年9月16日、「教員免許更新制について」と題する「お知らせ」を発し、これらの教員に対して「受講」するよう異例の注意喚起を行わざるを得ない状況に直面したのである（末尾【資料6】の文部科学省「教員免許更新制について」同日、及びそれを報道した新聞記事、たとえば、「免許更新制継続 教師『廃止のはずが……』『仕方なく』駆け込み受講」『読売新聞』2010年9月17日号等、参照）。

## V 立正大学における2009年度免許状更新講習実施の概要

2009年4月導入の教員免許状更新制度を大学はどう迎えたのであろうか。講習を実施するか否かは大学の任意である。したがって大学側の当面の課題は、いかなる内容の免許状更新講習を実施するかということであった。教員免許状更新制度の具体的な内容が決定したのは2008年3月末日であり、それを待つて、実際に動き出したのである。

それは、先に見た教育職員免許法施行規則（文部科学省令第9号）の制定である。

本格実施を見据えて、文部科学省は約300億円の予算措置を講じ、2008年度に予備講習の実施を大学に呼び掛けた。約100近くの大学等がこれに応じ予備講習を実施し、報告書を提出し、文部科学省はこの報告書をインターネット等を通じて公表したのである。

立正大学は、予備講習には参加しなかったが、2009年度における本格講習に参加すべく準備を進めて同年夏、熊谷校舎及び大崎校舎において実施した（2010年度は実施せず）。

立正大学では、幼稚園、小学校（2011年度より）、中学校及び高等学校のすぐれた教諭を送り出すべく教員養成を行ってきているが、各学部・学科ごとの取得可能な免許状は次の表のとおりである。

立正大学において取得可能な教員免許状 (学科別)

2010.2.5 作成・浪本勝年

1 中等教員免許状の免許教科

学部	学科	中学校教諭一種免許状免許教科	高等学校教諭一種免許状免許教科	
仏教	宗	社会・宗教	公民・宗教	
	仏教	社会・宗教	地理歴史・公民・宗教	
文	哲	社会	地理歴史・公民	
	史	社会	地理歴史・公民	
	社会	社会	地理歴史・公民	
	文	日本語日本文学専攻	国語	国語・書道
		英語英米文学専攻	英語	英語
経済	経済	社会	地理歴史・公民・商業	
経営	経営		商業・情報	
法	法	社会	地理歴史・公民	
社会福祉	社会福祉	社会	公民・福祉	
	人間福祉			
地球環境	環境システム	理科	理科・情報	
	地理	社会	地理歴史	
心理	臨床心理	社会 (2006年度以降入学者)	公民	
	対人・社会心理 (2011年度設置)			

2 特別支援学校及び幼稚園・小学校教諭の免許状

学部	学科	免許状の種類
社会福祉	社会福祉	特別支援学校教諭一種免許状 (養護領域)
	人間福祉	小学校教諭一種免許状 (2011年度以降入学者)、幼稚園教諭一種免許状

免許状更新講習を実施する際、これら免許教科に対応した講習を設定するのが望ましいと考えたものの、実際に学内でどの程度教員の協力を得られるか、多少の不安があった。しかし、それは杞憂のことであった。実際には予想以上の協力が得られ、講習を実施できたのである。

その内容を次のような文書 (資料1～5) によって確認しておきたい。

【資料1】立正大学教員免許状更新講習委員会要領 (2009年7月6日施行)

【資料2】熊谷校舎必修領域講習概要

【資料3】大崎校舎必修領域講習概要

【資料4】2009年度免許状更新講習実施報告書

【資料5】2009年度免許状更新講習事後アンケート集計表

【資料6】文部科学省「教員免許更新制について」(2010.9.16)

【資料7】文部科学省「教員免許更新制における更新講習修了確認等の申請期限の到来について」  
(2011.1.13)



【資料 8】文部科学省「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に関する教員免許更新制における円滑な手続き等について（通知）」（2011.3.15）

なお、資料 2 ～ 5 は、立正大学学事課のご厚意により提供いただいたものである。

（本研究は、「大学教育と教員養成」のテーマのもとに2006年度から2008年度にかけて行われた心理学研究所共同研究の一部である。）

【資料1】立正大学教員免許状更新講習委員会要領 (2009年7月6日施行)

規程公示第21-11号  
平成21年7月7日

教 職 員 各 位

立正大学学園  
理事長 及 川 周 介

下記の要領を制定する。

記

立正大学教員免許状更新講習委員会要領

\* 審議機関・制定日・施行日

平成21年7月6日 学部長会議 承認

平成21年7月6日 施行

所管：学事課

## 立正大学教員免許状更新講習委員会要領

(設置)

第1条 立正大学（以下「本学」という。）に、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3の規定に基づく教員免許状更新講習を円滑に実施するため、教員免許状更新講習委員会（以下「委員会」という。）をおく。

(審議事項)

第2条 委員会は、本学が実施する教員免許状更新講習に関する基本的事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学事担当副学長
- (2) 学部長（大崎・熊谷キャンパス 各1名）
- (3) 教務委員会委員長
- (4) 教職委員会委員長
- (5) 学事担当部長（大崎キャンパス・熊谷キャンパス）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をおく。

- 2 委員長は、前条第1号に規定する委員をもって充て、副委員長は、前条第4号に規定する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(実施委員会)

第5条 委員会に、教員免許状更新講習の実施に関する具体的事項を審議するため、免許状更新講習実施委員会（以下「実施委員会」という。）をおく。

- 2 実施委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 教員免許状更新講習の実施計画に関すること。
  - (2) 教員免許状更新講習の認定申請に関すること。
  - (3) 教員免許状更新講習の修了認定の確認に関すること。
  - (4) 教員免許状更新講習の受講者評価に関すること。
  - (5) その他教員免許状更新講習の実施に関し必要な事項。

(組織)

第6条 実施委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教職委員会委員長
- (2) 教職課程等運営委員会委員長
- (3) 各学部から選出された教員各1名

(4) 社会福祉学部の特別支援学校及び幼稚園の教育実習担当教員から各1名

(5) 学事課長 (大崎・熊谷キャンパス)

(任期)

第7条 前条第3号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする

2 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第8条 実施委員会に委員長をおき、第6条第1号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長は、実施委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会および実施委員会)

第9条 委員会および実施委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 前条の会議に際して、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(小委員会)

第11条 実施委員会は、必要に応じて、キャンパス別に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、実施委員会が別に定める。

(補則)

第12条 この要領の事務取扱は、学事課とする。

(改廃)

第13条 この要領の改廃は、委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

附 則

この要領は、平成21年7月6日から施行する。

【資料2】熊谷校舎必修領域講習概要

講習コード	092A001		
講習名	教育の最新事情		
担当講師	浪本 勝年（立正大学 心理学部教授） 大津 悦夫（立正大学 心理学部教授） 大島 英樹（立正大学 心理学部准教授） 樋口 直宏（立正大学 心理学部非常勤講師）		
開講日	平成21年8月3日～ 平成21年8月4日	開講地	熊谷キャンパス
募集期間	平成21年5月18日～平成21年6月13日		
受講料	12,000円	定員	60人
受講対象職種	教諭	主な受講対象者	幼・小・中・高の教諭
講習概要	「教職についての省察」、「子どもの変化についての理解」、「教育政策の動向についての理解」、「学校の内外における連携協力についての理解」の4つの事項について、教員が子どもの指導に際して必要とする最新の知識の習得と今日の教育課程に関する理解を深めることを目的とする。講習内容の特徴としては、講義形式とし、主な受講対象者は幼・小・中・高の教諭とする。		
試験形態	筆記試験		
受講者への連絡事項	講義については担当講師がレジュメ等若干の配付資料を準備する予定です。		

□ 当日のタイムスケジュール

時間（1日目）	分	種別	担当講師	内 容
8：00～9：00	60	—		受付（受講料納入・本人確認他）
9：05～9：35	30	—		オリエンテーション
9：40～11：00	80	講義1	樋口 直宏	学校をめぐる近年の状況変化
11：10～12：30	80	講義2	樋口 直宏	教員の子ども観、教育観等の省察
12：30～13：30	60	—		昼休み
13：30～14：50	80	講義3	大津 悦夫	子どもの発達に関する最新の知見
15：00～16：20	80	講義4	大津 悦夫	子どもの生活変化を踏まえた課題
16：30～17：10	40	試験	大津 悦夫	講義1～4について
	分	種別	担当講師	内 容
8：30～9：15	45	—		受付（本人確認他）
9：20～9：35	15	—		オリエンテーション
9：40～11：00	80	講義5	浪本 勝年	学習指導要領改訂の動向等
11：10～12：30	80	講義6	浪本 勝年	法令改正及び国の審議会の状況等
12：30～13：30	60	昼休み		昼休み
13：30～14：50	80	講義7	大島 英樹	様々な問題への組織的対応の必要性
15：00～16：20	80	講義8	大島 英樹	学校における危機管理上の課題
16：30～17：10	40	試験	大島 英樹	講義5～8について
17：10～17：20	10			事後評価アンケート

## 【資料3】大崎校舎必修領域講習概要

講習コード	091A001		
講習名	教育の最新事情		
担当講師	浪本 勝年（立正大学 心理学部教授） 大津 悦夫（立正大学 心理学部教授） 大島 英樹（立正大学 心理学部准教授） 樋口 直宏（立正大学 心理学部非常勤講師）		
開講日	平成21年8月24日～ 平成21年8月25日	開講地	大崎キャンパス
募集期間	平成21年6月1日～平成21年6月30日		
受講料	12,000円	定員	60人
受講対象職種	教諭	主な受講対象者	幼・小・中・高の教諭
講習概要	「教職についての省察」、「子どもの変化についての理解」、「教育政策の動向についての理解」、「学校の内外における連携協力についての理解」の4つの事項について、教員が子どもの指導に際して必要とする最新の知識の習得と今日の教育課程に関する理解を深めることを目的とする。講習内容の特徴としては、講義形式とし、主な受講対象者は幼・小・中・高の教諭とする。		
試験形態	筆記試験		
受講者への連絡事項	講義については担当講師がレジュメ等若干の配付資料を準備する予定です。		

## □ 当日のタイムスケジュール

時間（1日目）	分	種別	担当講師	内 容
8：00～8：45	45	—		受付（受講料納入・本人確認他）
8：50～9：20	30	—		オリエンテーション
9：20～10：40	80	講義1	樋口 直宏	学校をめぐる近年の状況変化
10：50～12：10	80	講義2	樋口 直宏	教員の子ども観、教育観等の省察
12：10～13：10	60	—		昼休み
13：10～14：30	80	講義3	大津 悦夫	子どもの発達に関する最新の知見
14：40～16：00	80	講義4	大津 悦夫	子どもの生活変化を踏まえた課題
16：10～16：50	40	試験	大津 悦夫	講義1～4について
	分	種別	担当講師	内 容
8：30～9：00	30	—		受付（本人確認他）
9：05～9：20	15	—		オリエンテーション
9：20～10：40	80	講義5	浪本 勝年	学習指導要領改訂の動向等
10：50～12：10	80	講義6	浪本 勝年	法令改正及び国の審議会の状況等
12：10～13：10	60	—		昼休み
13：10～14：30	80	講義7	大島 英樹	様々な問題への組織的対応の必要性
14：40～16：00	80	講義8	大島 英樹	学校における危機管理上の課題
16：10～16：50	40	試験	大島 英樹	講義5～8について
16：50～17：00	10			事後評価アンケート

【資料4】2009年度免許状更新講習実施報告書

2009年度 免許状更新講習実施報告書【必修領域】

校舎	講習の名称	担当講師	時間数	講習の期間	受講定員	受講人数	履修認定人数	認定人数/受講人数	受講人数/受講定員
大崎	教育の最新事情	浪本 勝年(心理学部教授) 大津 悦夫(心理学部教授) 大島 英樹(心理学部准教授) 樋口 直宏(筑波大学人間総合科学研究科准教授)	12時間	8月24日～ 8月25日	60人	30人	30人	100.0%	50.0%
熊谷	教育の最新事情	浪本 勝年(心理学部教授) 大津 悦夫(心理学部教授) 大島 英樹(心理学部准教授) 樋口 直宏(筑波大学人間総合科学研究科准教授)	12時間	8月3日～ 8月4日	60人	54人	54人	100.0%	90.0%

2009年度 免許状更新講習実施報告書【選択領域】

校舎	講習の名称	担当講師	時間数	講習の期間	受講定員	受講人数	履修認定人数	認定人数/受講人数	受講人数/受講定員
大崎	児童生徒の心のケアと臨床心理学	岡本 淳子(心理学部教授) 片岡 玲子(心理学部教授)	6時間	8月26日	60人	24人	24人	100.0%	40.0%
	最新の歴史学の動向	小山田 和夫(文学部史学科教授) 木村 靖二(文学部史学科教授) 池上 悟(文学部史学科教授) 黒田 日出男(文学部史学科教授)	6時間	8月27日	60人	10人	10人	100.0%	16.7%
	金融教育の考え方と実践	林 康史(経済学部経済学科教授)	6時間	8月28日	72人	14人	14人	100.0%	19.4%
	学校・家庭・地域の連携の課題	鷺尾祐喜義(社会福祉学部社会福祉学科教授) 安達 映子(社会福祉学部社会福祉学科准教授)	6時間	8月5日	60人	36人	36人	100.0%	60.0%
熊谷	子どもの表現と教育	梅澤 啓一(社会福祉学部人間福祉学科教授) 板野 晴子(社会福祉学部人間福祉学科講師)	6時間	8月6日	60人	31人	31人	100.0%	51.7%
	理科・情報教育のための「環境情報学」	後藤 真太郎(地球環境科学部環境システム学科教授) 山下 備範(地球環境科学部環境システム学科教授) 吉岡 茂(地球環境科学部環境システム学科教授) 范 海生(地球環境科学部環境システム学科講師)	6時間	8月5日	60人	2人	2人	100.0%	3.3%
	理科・情報教育のための「生物圏環境学」	渡辺 泰徳(地球環境科学部環境システム学科教授) 須田 知樹(地球環境科学部環境システム学科講師)	6時間	8月6日	50人	2人	2人	100.0%	4.0%
	理科・情報教育のための「地球環境学」	福岡 義隆(地球環境科学部環境システム学科教授) 田村 俊和(地球環境科学部環境システム学科教授) 佐竹 研一(地球環境科学部環境システム学科教授)	6時間	8月7日	60人	5人	5人	100.0%	8.3%
	GIS(地理情報システム)とは何か、未来を開くGISと地図情報の活用	鈴木 厚志(地球環境科学部地理学科教授) 島津 弘(地球環境科学部地理学科教授) 原村 治(地球環境科学部地理学科教授) 岡 美登里(地球環境科学部地理学科講師) 小松 陽介(地球環境科学部地理学科准教授)	6時間	8月7日	40人	2人	2人	100.0%	5.0%



【資料 5】2009年度免許状更新講習事後評価アンケート集計表

【評価について】

各項目は1～4点で評価され、4を最高点、1を最低点とする。

【大崎キャンパス】

《必修領域》

講習コード	講習名	実施校舎	講習実施日	受講者数		
091A001	教育の最新事情	大崎	8/24・8/25	30人		
アンケート項目		評価ごとの人数			平均点	
		4	3	2		1
Ⅰ. 本講習の内容方法についての総合的評価		16	11	3	0	3.43
Ⅱ. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価		11	15	3	1	3.20
Ⅲ. 本講習の運営面についての評価		26	4	0	0	3.87

《選択領域》

講習コード	講習名	実施校舎	講習実施日	受講者数		
091B201	最新の歴史学の動向	大崎	8/27	10人		
アンケート項目		評価ごとの人数			平均点	
		4	3	2		1
Ⅰ. 本講習の内容方法についての総合的評価		4	4	2	0	3.20
Ⅱ. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価		3	6	0	1	3.10
Ⅲ. 本講習の運営面についての評価		8	2	0	0	3.80

講習コード	講習名	実施校舎	講習実施日	受講者数		
091B301	金融教育の考え方と実践	大崎	8/28	14人		
アンケート項目		評価ごとの人数			平均点	
		4	3	2		1
Ⅰ. 本講習の内容方法についての総合的評価		5	7	2	0	3.21
Ⅱ. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価		4	3	2	1	2.14
Ⅲ. 本講習の運営面についての評価		11	3	0	0	3.79

講習コード	講習名	実施校舎	講習実施日	受講者数		
091B801	児童生徒の心のケアと臨床心理学	大崎	8/26	24人		
アンケート項目		評価ごとの人数			平均点	
		4	3	2		1
Ⅰ. 本講習の内容方法についての総合的評価		17	6	1	0	3.67
Ⅱ. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価		13	9	2	0	3.46
Ⅲ. 本講習の運営面についての評価		19	5	0	0	3.79

## 【熊谷キャンパス】

## 《必修領域》

講習コード	講習名	実施校舎	講習実施日	受講者数		
092A001	教育の最新事情	熊谷	8/3・8/4	54人		
アンケート項目		評価ごとの人数			平均点	
		4	3	2		1
Ⅰ. 本講習の内容方法についての総合的評価		15	35	4	0	3.20
Ⅱ. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価		14	30	10	0	3.07
Ⅲ. 本講習の運営面についての評価		31	23	0	0	3.57

## 《選択領域》

講習コード	講習名	実施校舎	講習実施日	受講者数		
092B601	学校・家庭・地域の連携の課題	熊谷	8/5	36人		
アンケート項目		評価ごとの人数			平均点	
		4	3	2		1
Ⅰ. 本講習の内容方法についての総合的評価		16	20	0	0	3.44
Ⅱ. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価		17	17	2	0	3.42
Ⅲ. 本講習の運営面についての評価		21	14	1	0	3.56

講習コード	講習名	実施校舎	講習実施日	受講者数		
092B602	子どもの表現と教育	熊谷	8/6	31人		
アンケート項目		評価ごとの人数			平均点	
		4	3	2		1
Ⅰ. 本講習の内容方法についての総合的評価		21	10	0	0	3.68
Ⅱ. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価		20	10	1	0	3.61
Ⅲ. 本講習の運営面についての評価		19	11	1	0	3.58

講習コード	講習名	実施校舎	講習実施日	受講者数		
092B701	理科・情報教育のための「環境情報学」	熊谷	8/5	2人		
アンケート項目		評価ごとの人数			平均点	
		4	3	2		1
Ⅰ. 本講習の内容方法についての総合的評価		1	1	0	0	3.50
Ⅱ. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価		2	0	0	0	4.00
Ⅲ. 本講習の運営面についての評価		1	1	0	0	3.50

講習コード	講習名	実施校舎	講習実施日	受講者数		
092B702	理科・情報教育のための「生物圏環境学」	熊谷	8/6	2人		
アンケート項目		評価ごとの人数			平均点	
		4	3	2		1
Ⅰ. 本講習の内容方法についての総合的評価		2	0	0	0	4.00
Ⅱ. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価		2	0	0	0	4.00
Ⅲ. 本講習の運営面についての評価		2	0	0	0	4.00

講習コード	講習名	実施校舎	講習実施日	受講者数		
092B703	理科・情報教育のための「地球環境学」	熊谷	8/7	5人		
アンケート項目		評価ごとの人数			平均点	
		4	3	2		1
Ⅰ. 本講習の内容方法についての総合的評価		2	3	0	0	3.40
Ⅱ. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価		4	1	0	0	3.80
Ⅲ. 本講習の運営面についての評価		3	2	0	0	3.60

講習コード	講習名	実施校舎	講習実施日	受講者数		
092B704	GIS（地理情報システム）とは何か、未来を開くGISと地図	熊谷	8/7	2人		
アンケート項目		評価ごとの人数			平均点	
		4	3	2		1
Ⅰ. 本講習の内容方法についての総合的評価		2	0	0	0	4.00
Ⅱ. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価		1	1	0	0	3.50
Ⅲ. 本講習の運営面についての評価		1	1	0	0	3.50

【大学全体としての評価集計】

各領域ごとに、全ての講習の評価を区分ごとに集計し、その合計値と平均点を算出。  
講習を開設した本学の総合評価として、以下の表にまとめた。

《必修領域》

アンケート項目	評価ごとの人数				平均点
	4	3	2	1	
I. 本講習の内容方法についての総合的評価	31	46	7	0	3.29
II. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価	25	45	13	1	3.12
III. 本講習の運営面についての評価	57	27	0	0	3.68

《選択領域》

アンケート項目	評価ごとの人数				平均点
	4	3	2	1	
I. 本講習の内容方法についての総合的評価	68	51	5	0	3.51
II. 本講習を受講しての最新の知識、技術の修得の成果についての総合的な評価	65	46	7	2	3.45
III. 本講習の運営面についての評価	84	38	2	0	3.66

以 上

【資料6】文部科学省初等中等教育局教職員課「教員免許更新制について」(2010年9月16日)

教員免許更新制等の今後の在り方については、これまで昨年10月21日及び本年6月3日にお知らせしたところですが、これに加え、改めて以下のとおりお知らせいたします。

関係各位におかれましては、その趣旨をご理解いただき、引き続きの取り組みをお願い申し上げます。

1. 教員免許更新制の在り方については、中央教育審議会における審議など、教員の資質能力の向上方策の抜本的な見直しを行う中で、総合的に検討することとしておりますが、一定の結論が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでの間は、現行制度が有効です。現職教員の方は、現行制度に従って、定められた期間内に免許状更新講習の課程を修了し、免許管理者の認定を受けることが必要です。
2. 特に今後、来年3月31日に修了確認期限が到来する方については、更新講習の受講を終了し、来年1月末日までに免許管理者宛てに修了確認等の申請を行うことが必要になります。免許管理者・任命権者におかれては、それらの現職教員の方に対する周知、受講機会の確保等につき、適切な対応をお願いいたします。
3. また、免許状更新講習を開設する大学等におかれましては、現職教員の十分な受講機会が確保されるよう、都道府県教育委員会等との情報交換を行うとともに、必要に応じて国の補助事業の活用も検討の上、引き続き免許状更新講習の開設や、質の高い免許状更新講習の実施にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

(以上)

【資料 7】文部科学省「教員免許更新制における更新講習修了確認等の申請期限の到来について」(2011.1.13)

教員免許更新制等の今後の在り方については、これまで平成21年10月21日、昨年6月3日、9月16日及び11月11日にお知らせしたところですが、これらに加え、以下についてお知らせいたします。関係各位におかれましては、その趣旨をご理解いただき、引き続きの取り組みをお願い申し上げます。

1. 第1グループ現職教員の申請期限(1月31日)の到来

本年3月31日に修了確認期限が到来する現職教員(以下「第1グループ現職教員」という。)のうち、昨年8月末から9月の時点において免許状更新講習の全部又は一部を履修済みではなかった方(全国推計では、およそ5100人)の多くは、冬休みの期間を利用して履修を済ませていると考えられますが、更新講習修了確認を受けるためには、免許管理者宛に申請を行うことが必要です。

このことについては、これまでもお知らせしてきたところですが、申請期限は本年1月31日に近づいており、また、現職教員が申請期限までに必要な申請(更新講習修了確認を受けるための申請、又は所定の延期申請若しくは免除認定の申請)を行わず、修了確認期限までに修了確認等が行われない場合には、免許状が失効し、教育職員を失職することになることを踏まえ、免許管理者・任命権者等におかれては、第1グループ現職教員の方に対して、本年1月31日までに必要な申請を行うことの周知につき、引き続き適切な対応をお願いします。

2. 修了確認期限の2ヶ月延期の特例(第1グループのみ)

昨年11月11日のメッセージでもお知らせしたとおり、第1グループの現職教員が、昨年12月31日までに免許状更新講習の受講を終了できなかった場合には、免許管理者宛での申請を本年1月31日までに行うことにより、修了確認期限を最大2ヶ月延期することも可能です。免許管理者・任命権者等におかれては、この措置ともあわせ、第1グループ現職教員が免許状の失効を回避するためには、いずれにしても本年1月31日までに必要な申請を行う必要があることにつき、周知をお願いします。

なお、仮に修了確認期限を2ヶ月延期した場合には、更新講習修了確認の申請期限は本年3月31日までとなります。今後3月までに実施予定の更新講習については、文部科学省ホームページに掲載していますので、受講を終了していない現職教員への周知をお願いします。

(以上)

【資料8】文部科学省初等中等教育局教職員課「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に関する教員免許更新制における円滑な手続き等について(通知)」(2011.3.15)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に被災した教員及び被災地域において、教員免許更新制における手続きが円滑に行われるため、更新講習修了確認申請等に係る事務の取扱いに当たっては、下記の事項について御留意いただくようお願いします。

また、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いします。

記

1. 第1グループで、修了確認期限の2か月延期を行っている者について

(1) 更新講習を受講・修了済の者

1. 更新講習修了確認の申請

修了確認申請は、本人からの申請により行うこととされているが、本人が震災で被災している場合等により、修了確認期限までに本人が申請を行うことが困難な場合は、学校長、市町村教育委員会又は任命権者としての都道府県教育委員会等からの代理申請により、修了確認申請の手続きを円滑に行うことが考えられること。

なお、本人の申請の意志を確認することができない場合は、本人が更新講習の受講を修了していることをもって修了確認を受ける意志があるものと推測されることから、上記のとおり代理申請を行うことも可能であること。

2. 修了(履修)証明書の発送遅延等

講習を修了し、大学等において修了(履修)証明書を発送・送付する際に、郵便事情の支障等受講者本人に届きにくい、又は時間に制限がある場合、可能な限り本人の依頼・了解のもと、大学等からファックス等による免許管理者への連絡、後日正式な修了(履修)証明書を発送するなど、大学等が免許管理者と連絡を密にすることにより円滑な手続きを行うことが考えられること。

3. 被災による修了(履修)証明書の紛失

被災により、申請者が修了(履修)証明書を紛失した場合は、申請者本人又は代理の者が開設者に対して同証明書の再発行を請求することが可能であること。

なお、本人の手に届くことが困難な場合には、1.と同様に、本人の依頼・了解のもと、大学等からファックス等による免許管理者への連絡、後日正式な修了(履修)証明書を発送するなど、大学等が免許管理者と連絡を密にすることにより円滑な手続きを行うことが考えられること。

(2) 更新講習受講予定であったが、受講できなくなった者

修了確認期限は、一定のやむを得ない事由に該当する場合に延期することができることとなっており、震災で被災している場合、2か月延期した場合も含め、延期された申請期限（最大3月31日）までに申請することにより、更に修了確認期限を延期することが可能であること。

なお、この場合において、本人が自ら修了確認期限の延期の申請を行うことが困難な場合、(1)1.と同様に、学校長、市町村教育委員会又は任命権者としての都道府県教育委員会等からの代理申請により、修了確認申請の手続きを行うことも可能であること。

また、延期後の修了確認期限以後もやむを得ない事由が続くことが見込まれることとなった場合には、更に延期期間の変更を行うことも考えられること。

2. 第2グループ以降の者について

今回の震災に被災している場合等により、免許状更新講習を受けることができない時期があるなどの場合、地震等により交通が困難な場合又はその他免許管理者がやむを得ない事由と認める事由があることにより、必要に応じ、修了確認期限が延期できること。

(以上)